

令和7年度 館山特別養護老人ホーム事業計画

1. 運営方針

特別養護老人ホームは、介護保険法等の主旨に沿って、高齢者が地域で安心してその人らしい生活を送ることができる拠点施設として地域福祉の向上に役立ち、地域住民の期待に応えられる使命が求められています。

ノーマライゼーション・人権尊重の理念に基づき、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、生活の質の向上に努め、質の高いサービスの提供と各種事業を推進します。

また、高齢者が介護の必要になる前から「介護予防」に対する意識を高く持ち、地域で健康な生活を続けていけるよう支援に努めます。

〈介護老人福祉施設〉

施設での生活が利用者にとって最良の場として満足を感じることが出来るよう、介護職、看護職、生活相談員、管理栄養士の各専門職の協働のもと、介護支援専門員により入居者個々の介護計画(ケアプラン)を作成し、日常生活全般にわたる必要な介護と、生活の質の向上に努め、生き生きと暮らせるよう「笑顔と丁寧な対応」に心がけた生活支援を行います。

また、苦情相談窓口の設置や、身体拘束廃止、虐待防止などに対する権利擁護・人権尊重を旨とし、安心、安穏な生活の場を提供していきます。

嘱託医や協力医療機関との連携により利用者の心身、健康管理を行い、「心の通う支援」を通して利用者と職員間の信頼関係を深めるとともに、家族の協力も得ながら利用者、家族、職員間の交流を図り、安心して生涯を過ごせるよう努めます。

〈短期入所生活介護事業〉

要介護状態にある高齢者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供していきます。また、諸事情のある独居者や虐待等による緊急時の受入れ協力要請に対応できるよう努めます。

更に、利用者の心身機能維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう支援し、入所にあたっては、家族、介護者そして居宅介護支援事業者等との連携及び協力に努めます。

〈通所介護事業〉

デイサービスセンターふれあいの郷は、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、通所計画に基づいて日常生活上の助力・お世話などをすることにより、利用者の社会的孤立感の緩和及び心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減が図られるよう支援します。

日常生活における生活相談、介護相談などを行い、他者との交流の場の提供や地域の一員として活動、助長が図られるよう努めるとともに、介護予防として館山市日常生活支援総合事業を展開し、住み慣れた地域で長く暮らしていけるよう支援します。

地域密着型通所介護として、地域に根差したサービス提供を行うため「運営推進会議」を定期的を開催し、地域との連携と事業所運営の透明性確保に努めます。

〈居宅介護支援事業〉

館山老人ホーム居宅介護支援センターは、要介護状態等にある高齢者が居宅において自己の能力に応じた自立生活を営めるよう、支援を行います。

また、利用者・家族・関係市町村・地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努め、常に利用者の立場に立って公正・適正なケアプランを作成、提供します。

2. QOL（生活の質）、ケアサービスの向上

- (1) 笑顔と挨拶を基本に、三大介護(食事、入浴、排泄)はもとより心のケアに加え、利用者一人ひとりに見合った処遇の充実に取り組みます。
- (2) 口腔ケアの推進による口腔機能の維持・助長に努め、「口から美味しく食べる、良く嚥んでから食べる」ことにより食の楽しみ、味わいを感じてもらい、日常生活と心身の安定につなげるとともに、誤嚥の予防、認知症の予防・悪化防止につなげていきます。
- (3) 離床による「座りつきり」解消のため、生活の中に遊ビリテーション（レクリエーション）を取り入れるとともに、ADL(日常生活動作)及びニーズに合わせたクラブ活動、外出等を取り入れ、より楽しい生活空間を作ります。
- (4) 利用者との話し合いの機会を多く持ち、基本的人権を尊重し、常に利用者の立場で考え、ケアプランに基づくサービスを提供しQOLの向上に努めます。

3. 生活相談

利用者一人ひとりが安心して生活できるよう、また、施設内外の諸行事を通じて安心した日々を生き生きと、その人らしく暮らすことができるよう援助します。

- (1) 利用者の在宅時の生活様子、人権尊重をもとに生活状態を常に把握した上で、個々の相談に努めます。
- (2) 利用者へ適切なアドバイスを行い、自己決定に導くよう努めます。
- (3) 家庭・家族との関わりを特に密にするものとし、諸行事、企画等への積極的参加増進を図ります。

4. 健康管理

- (1) 利用者の生活リズムを見直しながら、心身の健康と残存機能の保持、回復に努めます。
- (2) 加齢によるADLの低下に伴い日常生活にリハビリテーションを取り入れ、個別プランに基づき、利用者個々の状態変化に応じたプログラムを実施します。
- (3) 介護職、看護職及び生活相談員は連携を図り、情報を共有し、身体的・精神的状況の把握と疾病の早期発見に努め、状態に変化が生じたときは、嘱託医師や協力医療機関との連携のもと適切に対応します。
- (4) 一年を通し感染症の発生・蔓延予防策を講じるとともに、職員への研修の開催、具体的な予防法の修得、マニュアルに基づく対応により、発生・蔓延を防止します。

特に、新型コロナウイルス感染症対策については、『持ち込まない』を念頭に、手指消毒や体調管理、衛生管理を徹底して継続するとともに、情報収集して先手対応に努めます。

また、過去の反省を踏まえ、感染者が発生した場合の蔓延防止を徹底します。

5. 給食

- (1) 栄養ケアマネジメントにより、利用者一人ひとりの健康状態を把握し、低栄養状態の予防・改善、身体状況及び生活機能の維持・改善に努めます。
- (2) 適温・適時の食事の提供や、季節（旬）の食材や嗜好を取入れた献立・行事食等の食事サービス実施により、食を通したQOLの向上に努めます。
- (3) 利用者の摂食・嚥下機能に合せた食事形態を把握し、調理の工夫等により食べやすい形での食事提供に努めます。
- (4) 厨房内の環境整備により、調理作業の安全と衛生管理に努め、食中毒、感染症の発症を防止します。

6. 職員研修

- (1) 資質の向上のため研修会・研究会・視察・見学等へ積極的に参加し、知識・技術の習得、新しい情報の収集を図り、自己研鑽に努めます。
- (2) 外部研修等により習得した内容は、所内研修を通して他職種の知識習得、共有に努め、チームケアが図れるようにします。
- (3) 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、介護職員実務者研修、認定特定行為従事者認定等の資格取得を推奨し、専門職の資質向上を図ります。

7. 各委員会・会議

長寿健康検討委員会、職員会議をはじめ各委員会、会議を通して利用者

日々の支援と、利用者と職員、職員相互の人間関係の円滑化、各職種業務執行の円滑な情報の共有化を図ります。会議は木曜日開催を基本とし、複数の会議を同日開催するなど、合理的な会議運営に努めます。

また、合理的な施設の管理・運営を進めるため意見交換や検討を行い、職員の意思を反映させながらより良い施設づくりを進めます。

8. 防災関係

- (1) 火災は「発生させないこと」を基本に、日常点検の徹底、防火設備等の整備点検を行ない、万全を期します。
- (2) 常に防災計画の再確認を行い、安全な生活を確保する為の訓練・人的な協力体制の構築、維持を図ります。
- (3) 自然災害(地震、風水害)に対する訓練、備蓄品の確認、災害時の対応、対策を図っていきます。また、災害対策備品の充実に努めます。
- (4) 防災協力員及び警備保障会社との連携を保ち、避難場所の確認、協力体制の一層の強化に努めます。

9. 地域連携

- (1) 地域福祉サービスの拠点となる施設として、関連地域・関係機関との連絡を密にします。
- (2) 多くのボランティアを受入れると共に、コミュニケーションを図り、開かれた施設づくりに努めます。
- (3) 介護実習生の受け入れを行い、次代を担う人材の育成に協力します。

10. 工事関係、他

利用者の生活環境保持と安全、快適なサービス提供のため、施設の維持・補修を行います。

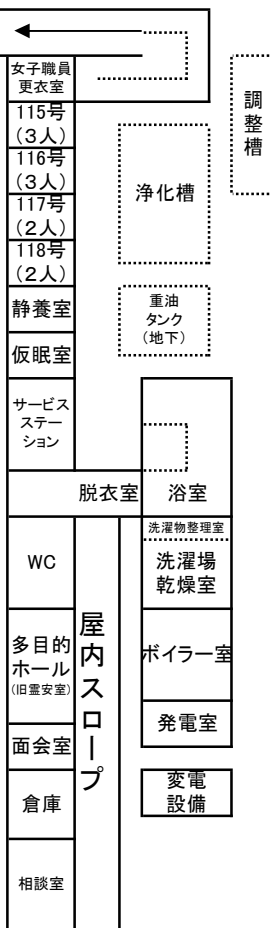
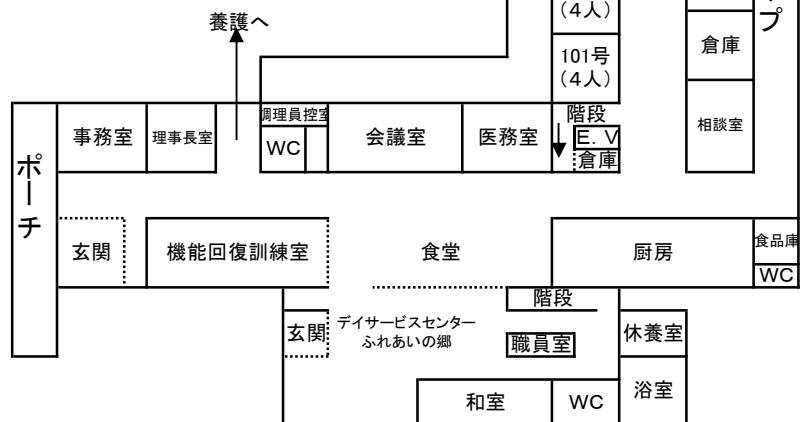
・照明器具交換工事（LED照明）	4,643,000円
・キュービクル改修工事	4,329,000円（共同事業）

館山特別養護老人ホーム 平面図

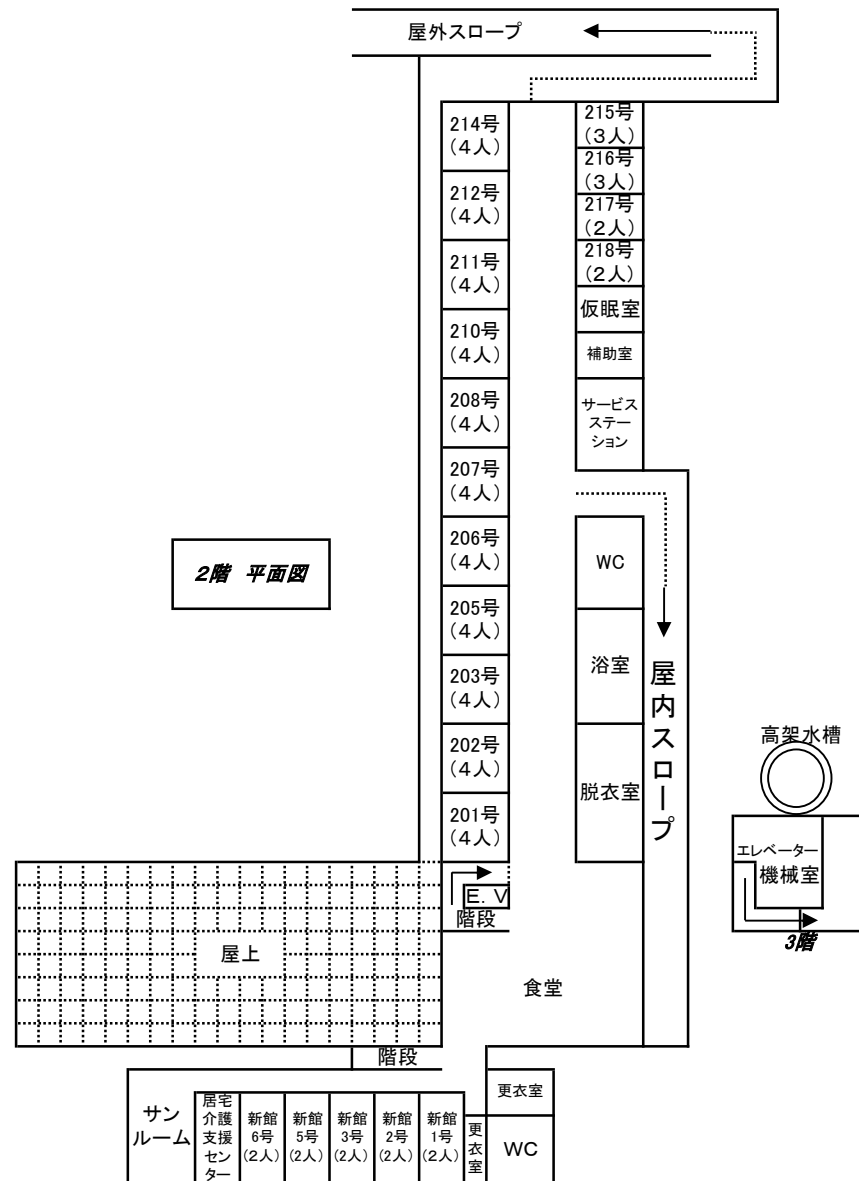
建物概要

敷地面積 6186.0㎡
鉄筋コンクリート造 陸屋根。瓦葺3階建
建物面積 1階 2,073.13㎡
2階 1,296.35㎡
3階 31.35㎡
合計 3,400.83㎡
4人部屋 22室 3人部屋 4室
2人部屋 0室

1階 平面図



2階 平面図



1. 令和7年度 館山特別養護老人ホーム 行事計画

月	施設関係	レクリエーション	非常災害対策	健康管理	衛生管理	その他
例月	お楽しみ食 誕生会 理容		E L V保守点検 定期点検	医師回診 訪問歯科 血圧測定 血液検査 体重測定	浄化槽定期点検 グリストラップ清掃	館山市介護相談員来訪
4	花祭り	花見(桜)			法定水質検査 レジオネラ検査 浄化槽汚泥抜き 鼠、ゴキブリ駆除	
5	端午の節句 菖蒲湯	花見(つつじ)	防災訓練 電気設備点検 消防設備点検		建築物定期調査 空気清浄器メンテナンス 館内床ワックス掛け	
6		花見(紫陽花)			施設館内消毒 鼠、ゴキブリ駆除	職員腰椎健診
7	七夕		電気設備点検 防災協力員合同 防災訓練		厨房ダクト清掃 館内カーテン洗淨	職員健康診断 職員胃集団検診
8	盆供養	館山地区祭礼見物 ミニ花火大会		胸部X－P	館内カーテン洗淨 鼠、ゴキブリ駆除	職員腰椎健診
9	彼岸供養 敬老祝賀会 法人秋まつり	地元祭礼・神輿、 屋台見物	防災訓練 電気設備点検		保健所水道水検査 浄化槽法定検査	
10	運動会(室内)			インフルエンザ 予防接種	浄化槽汚泥抜き	重油地下タンク定期点検
11		花見(紅葉狩り) 焼きいも会	防災訓練 電気設備点検 消防設備点検		市簡易水道立入り検査 加湿器設置 館内床ワックス掛け 鼠、ゴキブリ駆除	
12	開設記念日 開設記念祝賀会 ゆず湯 クリスマス イルミネーション	書初め			大掃除 施設館内消毒 厨房ダクト清掃 鼠、ゴキブリ駆除	
1	新年祝賀会 初詣(安全祈願)		電気設備点検		浄化槽法定検査 浄化槽汚泥抜き	職員夜勤従事者健康診断 職員腰痛健診
2	節分(豆まき)				受水槽清掃 鼠、ゴキブリ駆除	消防署立入り検査
3	桃の節句 彼岸供養		防災訓練 電気設備点検		加湿器片付け	

随時：新型コロナウイルスワクチン接種

利用者の日課・職員勤務時間表

	利用者	介護職員		看護職員	生活相談員 介護支援専門員 介護長・栄養士	デイ サービス	事務員
4:00							
5:00							
6:00	起床	(早々) 6:00		(早) 7:00			
7:00		(早) 7:30					
8:00	朝食			(日) (遅)	(早)相談員 8:30	(日) (遅) 8:30	8:30
9:00		(遅)9:15		9:15	9:00		
10:00	入浴 リハビリ (習字等)	(遅々) 9:45	9:30 夜勤明け	9:45			
11:00							
12:00	昼食	11:45 12:45		11:45			
13:00				12:45	12:00 13:00	12:00 13:00	12:00 13:00
14:00	入浴 レクリエーション クラブ (茶道・ カラオケ等)	12:45(交代制)		(交代制)			
15:00	おやつ	13:45		13:45		13:00 14:00	
16:00	TV視聴等	15:00		16:00			
17:00		休憩(30分)					
18:00	夕食	16:30	夜勤 17:30		17:30	17:30	17:30
19:00		18:45		18:15	18:00		
20:00		19:15		18:45			
21:00	消灯						
22:00							
23:00							
0:00							
1:00		夜勤者 休憩は交代制					
2:00							
3:00							

月 間 予 定 表

		月	火	水	木	金	土	日
第1週	午前		回 診	入 浴	入 浴 長寿健康検討委員会 各種委員会	入 浴	入 浴	
	午後	入 浴	入 浴 市介護相談員 来訪	入 浴	訪問歯科 ケース会議 入所検討委員会	入 浴 回 診	入 浴 カラオケ	カラオケ
第2週	午前		回 診	入 浴 お楽しみ食	入 浴	入 浴	入 浴	
	午後	入 浴	入 浴 精神科回診	入 浴	食事会議 ケース会議 事故防止委員会	入 浴 回 診	入 浴 カラオケ	カラオケ ドライブ等
第3週	午前		回 診	入 浴	入 浴	入 浴	入 浴	
	午後	入 浴	入 浴	入 浴 安全衛生委員会	職員会議 所内研修 ケース会議	入 浴 回 診 誕生会	入 浴 カラオケ	カラオケ
第4週	午前		回 診	入 浴	入 浴	入 浴	入 浴	
	午後	入 浴 精神科回診	入 浴	入 浴	ケース会議	入 浴 回 診	入 浴 カラオケ	カラオケ ドライブ等
最終週	午前		回 診	入 浴	入 浴	入 浴	入 浴	体重測定
	午後	入 浴	入 浴	入 浴	映画会 ケース会議	入 浴 回 診	入 浴 カラオケ	カラオケ

レクリエーション

- ・誕生会 : 第3金曜日 15:30～
- ・ドライブ等 : 第2・4日曜日 14:30～
- ・映画・音楽鑑賞 : 毎 日 14:00～

処 遇

- ・リハビリ : 毎 日 10:00～（リハ室）
- ・身だしなみ : 随時(爪きり、散髪、髭剃り、服装、車椅子等)
- ・ベッドメイキング : 毎週2回
- ・お楽しみ食 : 第2水曜日（昼食）
- ・医師回診 : 毎週2回
- ・精神科医師回診 : 毎月2回
- ・訪問歯科 : 第1木曜日 14:00～
- ・血圧測定 : 毎週2回
- ・血液検査 : 年間1回（誕生月）、健康状態により随時実施
- ・体重測定 : 毎月1回（最終月曜日）
- ・理 容 : 毎月第1・3月曜日、第2木曜日
- ・館山市介護相談員来訪 : 第1火曜日（奇数月 13:30～ 偶数月 15:00～）

会 議

- ・長寿健康検討委員会 : 第1木曜日 11:15～
- ・食 事 会 議 : 第2木曜日 14:00～
- ・ケース会議 : 毎週木曜日 15:00～
- ・職 員 会 議 : 第3木曜日 14:30～
- ・身体拘束適正化委員会 : 4, 7, 10, 1月 第1木曜日 11:40～
- ・高齢者虐待防止委員会、事故防止検討委員会 : 5, 8, 11, 2月 第1木曜日 11:40～
- ・感染症対策委員会 : 6, 9, 12, 3月 第1木曜日 11:40～
- ※ 随 時 : 入所検討委員会、安全対策管理委員会
- ・入所検討委員会 : 第1木曜日 11:40～
- ・事故防止委員会 : 第2木曜日 14:30～
- ・安全衛生委員会 : 第3水曜日 13:00～
- ・所 内 研 修 : 第3木曜日 14:00～

防災訓練計画

月	訓練内容	参加範囲	摘 要
5	通 報 避 難 消 火	職 員 防災協力員 入 所 者	水害を想定して 昼間実施
9	通 報 避 難 消 火	職 員 入 所 者	地震、火災
11	通 報 避 難 消 火	職 員 入 所 者	夜間火災を想定して 昼間実施
3	伝 達 訓 練 (招 集 訓 練)	職 員	日時を決めず実施

備 考

- 1 消防署へ訓練実施の届出と内容により、消防署の指導を受ける。
- 2 日常点検は、夜勤職員と夜間警備員が毎日、定期点検は防火管理者が毎月点検し記録する。

(介護職員)

時 刻	業 務 内 容
5:00	巡回・オムツ交換・便尿器処理
6:00	トランスファー（離床介助） 6:00 早々番出勤
7:00	洗面・お茶配り・食前準備（おしぼり、エプロン） 7:30 早番出勤
7:55	食事配膳・食事介助・下膳・口腔清拭・トランスファー（臥床介助）
9:00	オムツ交換
9:15	ミーティング 9:15 遅番出勤
9:30	トランスファー（離床介助）・便尿器処理 9:30 夜勤明け退勤 9:45 遅々番出勤
10:00	リハビリ介助 入浴日：入浴介助
10:30	お茶配り・ベッドメイキング 居室対応者：水分補給
11:00	オムツ交換（随時）・食前準備（おしぼり、エプロン）
11:45	休憩（2名）
11:50	食事配膳・食事介助
12:00	休憩（2名）
12:30	下膳・口腔清拭・トランスファー（臥床介助）
12:45	休憩・衣類等配布（2名）
13:00 ～ 14:00	オムツ交換（2名） 入浴日：入浴介助
14:30	ケース会議・職員会議
15:00	トランスファー（離床介助）・便尿器処理 15:00 早々番退勤
15:30	お茶配り・おやつ介助（おしぼり、エプロン） 入浴日：浴室掃除
16:00	日誌記入 16:30 早番退勤
17:30	夜勤出勤 ミーティング・食前準備（おしぼり、エプロン）
18:00	食事配膳・食事介助
18:30	下膳・口腔清拭・トランスファー（臥床介助） 18:45 遅番退勤
19:00 ～ 19:30	オムツ交換、巡回 19:15 遅々番退勤
20:00	与薬
21:00	巡回
23:00	巡回
0:00	オムツ交換
1:00	巡回
3:00	巡回

◎オムツ交換は、定時以外にも随時行う。

(看護職員)

時 刻	業 務 内 容
7:00	採血・与薬・観察 7:00 早番出勤
～	入浴及び入居者一般状態チェック
9:00	器具等の消毒・清掃
9:15	申し送り 9:15 日勤出勤
	ミーティング（全体）
9:30	ミーティング（医務室）
9:45	バイタルチェック・ショートステイ利用者受入れ 9:45 遅番出勤
	リハビリ・一般処置 入浴日は介助及び処置
	緩下剤調剤
	入退院及び、外来受診等
12:00	食事介助・与薬
12:45	休憩（交代制）
13:45	一般処置・リハビリ 入浴日は介助及び処置
	入退院及び、外来受診等
	医師回診
16:00	16:00 早番退勤
17:30	ミーティング（夜勤者への申し送り）
18:00	食事介助・与薬
	重症者などの状態観察及び、カルテ記入・記録
18:15	18:15 日勤退勤
18:45	終業 18:45 遅番退勤

◎ 夜間：当番制で自宅待機(拘束)